

		平成16年												平成17年									
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申告所得税	〔平成16年分の所得税について、平成17年3月31日までに申告又は処理したもの〕	所得												申告又は処理									
源泉所得税	〔平成16年分の所得税について、平成17年4月30日までに法定資料の合計表の提出のあったもの〕	所得												合計表の提出									
法人税	〔平成16年2月1日から平成17年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成17年6月30日までに申告又は処理したもの〕	事業年度が終了した法人												申告又は処理									
相続税	〔平成16年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成17年10月31日までに申告又は、処理したもの〕	相続又は遺贈												申告又は処理									
贈与税	〔平成16年分の贈与について、平成17年6月30日までに申告又は処理したもの〕	贈与												申告又は処理									
消費税	〔平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成17年6月30日までに申告又は処理したもの〕	課税原因（個人事業者）												申告又は処理									
		課税原因（法人）																					
		申告又は処理																					
酒税	〔平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までに申告又は処理したもの〕	課税原因												申告又は処理									
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及びたばこ特別税 揮発油税及び地方道路税 石油ガス税 石油石炭税	〔平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税事績〕	課税原因												課税（申告又は処理）									
印紙税	〔平成16年4月1日から平成17年3月31日までに現金納付のあったもの〕	証書等の作成												現金納付									

沖縄国税事務所統計書利用上の注意

1 統計書内容の概要

この統計書は、当所管内について調査した平成16年及び平成16年度内の35種類の税務統計表と関連する総括的な推移等を収録したものである。

この統計書に掲載してある税務統計は、そのほとんどが、税務署において調査したものを国税庁及び国税事務所で取りまとめて集計したものであるが、これらは、税務署が統計作成のために特別に調査したものではなく、事務処理の過程から派生的に作成されたものである。

平成16年度における統計調査は、35種類の「一般調査」と3種類の「特別調査」から成っている。

「一般調査」は、原則として全数調査により実施しているが、標本調査により実施しているものもある。

「特別調査」は、「申告所得税標本調査」、「民間給与実態統計調査」及び「会社標本調査」の3種類から成っており、全て標本調査により実施している。「申告所得税標本調査」及び「会社標本調査」は、税務署が作成した調査票を国税庁において集計して統計表を作成したものであり、「民間給与実態統計調査」は、国税庁において標本の対象となる事業所（源泉徴収義務者）を抽出、標本事業所に調査票を送付、標本事業所が勤務している給与所得者について調査票を記入し、これを国税庁において集計して統計表を作成したものである。

なお、これらの3種類の「特別調査」の結果については、国税庁において若干の解説を加えた上で、別途刊行物等により、一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 表の構成

イ 全体の構成は、「第Ⅰ編総括」、「第Ⅱ編直接国税」、「第Ⅲ編間接国税」、「第Ⅳ編徴収」、「第Ⅴ編その他」及び「付録」の6区分から成っており、更に「第Ⅱ編直接国税」及び「第Ⅲ編間接国税」については、税目ごとに配列している。

ロ 計数は原則として沖縄国税事務所全管分を登載しているが、主な計数については税務署別を掲げるとともに、5年間（平成12年～平成16年）の累年比較をしている。

(2) 各表間の関連計数「第Ⅱ編直接国税」及び「第Ⅲ編間接国税」の各表の「税額」欄と「第Ⅳ編徴収」の「徴収決定済額」欄の計数は、調査期間又は、調査時点が相違しているため一致しない。

(3) 単位及び計数の処理方法

イ 各表の計数は、各欄ごとに単位未満を四捨五入しているため、各表の内訳と計（計、小計、合計及び総計）とは、一致しない場合がある。

ロ 単位未満の計数は「0」、該当する計数のないときは「－」と表示した。また、負の計数については「△」をもって表示した。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する「不開示情報」に該当する計数等については、「×××」と表示した。

ハ 金額は原則として「千円」単位とし、人員、場数等は一部の表を除いて「人」、「場」単位によっている。